

午後2時00分 開会

議長	<p>ただいまの出席委員は12人中11名です。 定足数に達しておりますので第6回新城市農業委員会総会を開会します。</p>
議長	<p>日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議ないものと認め指名いたします。 農業委員10番 農業委員11番 お願いします。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議案の審議に入ります。 始めに第22号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第22号議案について説明いたします。 議案書2ページをご覧ください。所有権移転が7件、使用貸借権設定が1件、地上権設定が2件の計10件です。 お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。 それでは、3ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番 譲受人は経営規模拡大のため無償譲渡により所有権移転するものです。 譲渡人は遠隔地在住で農地の管理ができないため譲り渡すもので、牛倉公民館から南約50mにある農地です。 申請地は譲受人の自宅から自動車で10分の距離にあり、通作に問題はありません。 農業従事者は、譲受人と妻がおり、農作業歴は譲受人と妻がそれぞれ60年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。また、譲受人は高齢の方ですが、後継者の予定として譲受人の子がいます。 譲受人の年間従事日数が200日、妻が60日あり必要な農作業従事をしています。 現経営面積は4、217㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。 権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから、許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号2番 譲受人は、叔父である譲渡人の後を受け耕作管理を行うため無償譲渡により所有権移転するものです。 譲渡人は高齢で農地の管理ができないため譲り渡すもので、野田新山田交差点から南東約280mにある農地です。 申請地は譲受人の自宅から自動車で3分の距離にあり、通作に問題はありません。 農業従事者は、譲受人と妻がおり、農作業歴は譲受人と妻がそれぞれ13年あり農作業に必要な農機具を所有しています。 譲受人と妻の年間従事日数がそれぞれ150日あり、必要な農作業従事をしています。 現経営面積は6、794㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。 権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから、許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p>

申請番号3番

譲受人は所有地と一帯で管理するため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は相手方要望及び高齢で農地の管理ができないため譲り渡すもので、稲木公民館から北西約240mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人と父と母がおり、農作業歴は譲受人が10年、父が40年、母が35年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。

譲受人と母の年間従事日数がそれぞれ100日、父が150日あり、必要な農作業従事をしています。

現経営面積は6,830㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、果樹の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから、許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

続いての申請番号4番の使用借人と4ページの申請番号5番の譲受人は同じ人物ですので一部一括して説明させていただきます。

申請番号4番

使用借人の経営規模拡大のため、使用貸借権を設定するものです。

使用貸人は遠隔地在住で農地の管理ができないため貸し渡すもので、川田交差点から北約210mにある農地です。

続いて、4ページをご覧ください。

申請番号5番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

譲渡人は申請地を耕作していましたが、道が狭く耕作に不便であるため譲り渡すもので、川田交差点から北約250mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から全て徒歩10分以内の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人と妻と父と母がおり、農作業歴は本人25年、妻が15年、父と母がそれぞれ30年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。

譲受人と妻と母の年間従事日数がそれぞれ200日、父が150日あり、必要な農作業従事をしています。

経営予定面積は3,212㎡あり、申請地を取得することにより新城地区の下限面積を超える見込みです。

権利取得後は、水稻、さつまいも、白菜などの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから、許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号6番

譲受人は本申請地の周辺に自作地と作業場があり一帯で管理するため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は遠隔地在住で農地の管理ができないため譲り渡すもので、黒田交差点から北西約600mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から自動車で4分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人と子がおり、農作業歴は譲受人が50年、子が20年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。

譲受人の年間従事日数が260日、子が150日あり必要な農作業従事をしています。

現経営面積は7,660㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから、許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号7番

こちらの案件は譲受人が2名おり共有名義での申請となります。

譲受人は経営規模拡大のため無償譲渡により所有権移転するものです。

譲渡人は高齢で農地の管理ができないため譲り渡すもので、小畑公民館から南西約510mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から自動車ですら3分の距離にあり、通作に問題はありませぬ。

農業従事者は、譲受人2名と母がおり、農作業歴は譲受人が50年と40年、母が65年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。

譲受人2名の年間従事日数が260日と240日、母が180日あり、必要な農作業従事を行っています。

現経営面積は12,821㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、柿の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから、許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号8番と9番は、地上権設定の案件です。地上権とは、「他人の土地に建物や道路、竹木を所有するためにその土地を使用する権利」のことです。

申請番号8番の案件については、後ほど第23号議案番号6番にて営農型発電設備として転用の説明をいたしますが、併せて地上権者が申請地の上部にて営農型の太陽光発電設備を設置するために、地上権の設定により申請するものです。設定者は相手方要望のため貸しつけるもので、一畝田北神田平交差点の南西約600mにある農地です。

地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、設定者はパネル下部に柵を作付けし、申請地を耕作していく予定です。

許可の判断につきましては、農地法第3条第2項の但し書きにある地上権の設定に該当するため、同項の各要件を満たす必要はありませんが処理の基準としまして周辺農地にかかる営農条件の支障、貸人等の同意を得ている場合は許可するものとされております。許可日については転用許可と同日の日付で行うものとなっております。また、営農型の太陽光発電ということで毎年農作物の状況を農業委員会に報告することとされています。

周囲の営農条件につきましては、申請地の上部にパネルを設置しますが、日陰部分については営農に問題ないと思われます。また、設定者については柵の作付けを予定しており、現地調査などの結果、周辺農地の集団化、効率化に支障をきたすものはなく、権利の設定には問題ないと考えております。

続いて、5ページをご覧ください。

申請番号9番

こちらの案件については、後ほど第23号議案番号7番にて営農型発電設備として転用の説明をいたしますが、併せて地上権者が申請地の上部にて営農型の太陽光発電設備を設置するために、地上権の設定により申請するものです。設定者は相手方要望のため貸しつけるもので、一畝田北神田平交差点の南西約600mにある農地です。

地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、設定者はパネル下部に柵を作付けし、申請地を耕作していく予定です。

周囲の営農条件につきましては、申請地の上部にパネルを設置しますが、日陰部分については営農に問題ないと思われます。また、設定者については柵の作付けを予定しており、現地調査などの結果、周辺農地の集団化、効率化に支障をきたすものはなく、権利の設定には問題な

	<p>いと考えております。</p> <p>申請番号10番 この案件の譲受人は、岡崎市に居住しており、ブルーベリー栽培に適した土地を探していたところ不動産業者から空き農地があるとの情報を聞き、申請地を取得し新規就農で農業を始めたいとのこと。鳳来地区は農業のみでなく温泉など観光資源にも恵まれているため、譲受人は将来的に農業と観光を融合した観光農園の経営を計画しています。</p> <p>取得から3年くらいはブルーベリーの栽培を行い、その後はイチゴの栽培を予定しています。</p> <p>譲渡人は「申請地は耕作されておらず、会社勤めで仕事の都合や体力的に毎年の草刈り等の管理が厳しく、また今後農業を行う意思がないため譲り渡すもので、名号温泉うめの湯から西約500mにある農地です。</p> <p>申請地は、譲受人の自宅から車で50分の距離にあります。インターネット関連の仕事で自営業で営んでおり仕事の時間は調整が可能であるため、農業を兼業していくことが可能です。また、事前審査会で譲受人から話を聞く中で、営農していく意欲が強く感じられたため通作での営農に問題は無いと思われます。</p> <p>農業従事者は、譲受人と母、兄がおり、農作業歴は譲受人が15年、母が40年、兄が10年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。</p> <p>譲受人の年間従事予定日数が200日、母が60日、兄が30日あり必要な農作業従事を行っています。</p> <p>経営予定面積は2,881㎡あり、申請地を取得することにより鳳来地区の下限面積を超える見込みです。</p> <p>権利取得後は、ブルーベリーの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から10番について、許可することを原案といたします。 これで、第22号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
農業委員4番	<p>申請番号8番、9番についてですが、第5条の転用申請が出ていれば3条を出す必要はないのではないですか。</p>
事務局	<p>地上権なんですけれども、農業委員4番がおっしゃったように5条の方でも一時転用ということで申請が出ております。なぜ3条と5条と両方出ているかと言いますと、まず5条は土地の部分に対する転用の許可であり、3条は土地の上部にあるパネルの部分の地上権を設定するというものであります。5条は転用だけの権利ですので、3条は通常、耕作のための土地の貸借や売買のみというイメージがありますが、転用以外の全ての権利は3条の許可が必要となります。ですので、地上部分については5条の転用、上部の空間部分については3条の許可が必要ということになります。</p>
議 長	<p>その他、ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第22号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>

議 長	賛成多数と認め、第22号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に第23号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>第23号議案について説明させていただきます。議案書6ページをご覧ください。 所有権移転3件、賃借権設定2件、使用貸借権設定3件です。 議案書7ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について借人は豊川市にて夫と二人で暮らしていますが、生活の安定を考え住宅建築を計画したが、自己所有地はなく本家は弟が後を継ぐため、父所有の申請地に分家住宅を建築するものです。 農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。 集落に接続して設置される住宅ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について譲受人は、平成29年に近隣地を同様に転用しており、好評であったことから、さらなる事業展開のため申請地を譲受け、建売住宅を建築するものです。 農地区分は現地確認等の結果、申請地はJR茶臼山駅の北約460mに位置し、駅より概ね500m以内の区域にある農地に該当し、2種農地と判断しました。 集落に接続して設置される住宅ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について借人は、両親共々建築工事の仕事に従事し、両親と妻、子供二人で本家住宅に住んでいるが、将来家族が増え子供たちも成長してくると手狭になるため、父所有の本家の隣接地に分家住宅を建築するものです。 なお、以前から建築材用加工場及び進入路として利用がされていたことによる始末書が添付されています。 農地区分は、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。 集落に接続して設置される住宅ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p>

議案書8ページをご覧ください

申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、収入の安定を図るため、電力販売事業を計画する中で、安定的な太陽光発電設備を設置する拠点を確保する必要があり、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について借人は豊橋市の借家にて夫と子供の3人で暮らしていますが、居住に支障をきたしており、住宅を建築し現状の改善と生活基盤の確保を図るため、母所有の申請地に分家住宅を建築するものです。

なお、令和2年12月の農業委員会総会において農用地からの除外につき適当とする意見を付した農地で、事前協議の同意は得ています。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

集落に接続して設置される住宅ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号6番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、借人は市内にて土木工事業、太陽光発電事業を営んでおり、この度、事業拡大のため、田の一部を営農型発電設備の支柱として一時転用するものです。

なお、申請地は今後、土地所有者にて畑として榊の栽培を計画しており、栽培に影響のないよう発電施設の管理を行うものであります。

農地区分は、現地確認等の結果、農用地区域内にある農地に該当し、農振農用地と判断しました。

一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で必要があるものであり、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものですので、農振農用地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金は全額自己資金でまかなう計画で、事前調査の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

	<p>議案書9ページをご覧ください ここで議案書の訂正をお願いします。申請番号7番の合計面積に誤りがありました。 0.45㎡ではなく0.38㎡に訂正をお願いいたします。</p> <p>申請番号7番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について、借入人は市内にて運送業、太陽光発電事業を営んでおり、この度、事業拡大のため、田の一部を営農型発電設備の支柱として一時転用するものです。 なお、申請地は今後、土地所有者にて畑として柿の栽培を計画しており、栽培に影響のないよう発電施設の管理を行うものであります。 農地区分は、現地確認等の結果、農用地区域内にある農地に該当し、農振農用地と判断しました。 一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で必要があるものであり、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものですので、農振農用地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、資金は全額借入金でまかなう計画で、事前調査の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>申請番号8番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について譲受人は、豊川市御油町にて賃貸住宅に住居しておりますが、自然の豊富な土地での生活に憧れがあり、今回、申請地反対側の宅地を購入しましたが、自家用車の利用が不可欠であり、駐車場が必要なことから申請したものです。 農地区分は、現地確認の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前審査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>以上、第23号議案8件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 第23号議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
農業委員3番	<p>6番と7番についてですが、一時転用で期間が3年と短いように感じますがなぜですか。以前、柿は5年くらい経たないと収入にならないと聞いたのですが、その点はどうですか。</p>
事務局	<p>一時転用の場合は、最長3年の申請となっていて、柿についてはちゃんと収穫できるようになるまで5年くらいかかるそうなのですが、3年で申請していただいて、その後また期間が切れる前に改めて申請し直していただくことになります。</p>
議 長	<p>その他、ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>

議 長	第23号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第23号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に第24号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは第24号議案について説明させていただきます。 議案書10ページをご覧ください。 農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 使用貸借権設定18件29,602㎡、賃借権設定42件180,338㎡、合計60件209,940㎡であり、内新規設定51件、継続設定9件です。</p> <p>説明は、新規設定のみ行います。議案書11ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番 内井道南・内井道北地内の田2筆4,148㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>番号2番 杉山地内の田2筆1,518㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>番号3番 豊島地内の田1筆975㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>番号4番 豊栄地内の田1筆2,752㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>番号5番 豊栄地内の田3筆2,407㎡に使用貸借権を設定し、花の作付けをします。</p> <p>番号6番 庭野地内の田1筆1,871㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>番号7番8番 富岡地内の田4筆12,464㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>番号9番10番 豊岡地内の畑3筆665㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>番号11番 黄柳野地内の田1筆1,495㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>番号12番 黄柳野地内の田1筆879㎡に使用貸借権を設定し、花の作付けをします。</p> <p>番号13番 黄柳野地内の田2筆4,018㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>14番から議案書13ページの22番は更新案件です。</p> <p>23番からは、中間管理事業による転貸の案件です。 番号23番 野田地内の田1筆825㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。 番号24番25番</p>

	<p>作手黒瀬地内の田4筆8, 019㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。 番号26番 作手黒瀬地内の田3筆3, 179㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。 番号27番から議案書22ページの56番まで 作手黒瀬及び作手田原地内の田63筆120, 997㎡に賃借権を設定し、飼料作物の作付けをします。</p> <p>この案件につきましては、申請人は以前より申請地にて耕作しておりましたが、賃借契約が結ばれておりませんでしたので、権利関係を整理するため今回提出されました。</p> <p>番号57番 作手清岳地内の田3筆3, 470㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。 番号58番 作手白鳥地内の田5筆11, 598㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。 番号59番 作手白鳥地内の田6筆14, 672㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。 番号60番 作手善夫地内の田1筆931㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>以上、番号1番から60番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第24号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号23番について農業委員12番が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、23番以外について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 番号23番以外について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第24号議案の番号23番以外については原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に番号23番になります。ここで農業委員12番には、一時退室をお願いします。 (農業委員12番退室)</p>
議 長	<p>それでは、番号23番について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 番号23番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第24号議案の番号23番については原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>事務局は農業委員12番を入室させてください。 (農業委員12番入室・着席)</p>

議 長	<p>次に第25号議案の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2による農業振興地域整備計画に対する意見の決定について上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第25号議案についてご説明いたします。</p> <p>議案書24ページをお開きください。農用地除外が1件です。</p> <p>25ページをご覧ください。別添農用地区の位置図ともあわせて説明させていただきます。</p> <p>番号1番、別添図版は2ページからになります。</p> <p>申し出者申し出地記載のとおり。この案件は、愛郷字小貝津地内の田4.25㎡に携帯無線基地局を設置するものです。申出者は、電波の届かない地域（不感エリア）解消のため、携帯電話無線基地局の設置を計画しました。基地局設置については、日常生活におけるコミュニケーション手段はもとより、災害等緊急時の連絡手段として必要性が認められます。</p> <p>土地の選定については、通信するための電源と光ファイバが必要になることから、既に整備されている電柱付近で、基地局のカバーエリアが最も広範囲となる場所を考慮して検討し、最終的に地権者の承諾が得られた当該土地を利用することについてはやむを得ないと認められます。</p> <p>本件は認定電気通信事業に伴う転用許可不要の案件であり、現地は事務局にて確認してあることを申し添えます。</p> <p>以上、第25号議案については、除外をすることを適当とするを原案といたします。第25号議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第25号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成多数）</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第25号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に報告事項に入ります。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書26ページをご覧ください。</p> <p>報告第1から第5、報告案件計19件について説明いたします。27ページをご覧ください。</p> <p>（議案書27ページから34ページの内容を議案書のとおり朗読）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p>

議 長	<p>報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。</p>
議 長	<p>以上をもちまして第6回新城市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>長時間ありがとうございました。</p> <p>事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>はい、先月の総会時に農業委員9番より発言がありました、作手清岳地区における太陽光発電への転用案件について説明いたします。</p> <p>まず、この件について問題となった点を再度整理いたします。1点目は、申請書に記載された隣接同意について、既に死亡されている方の名前が記載されていることから、記載事項の信憑性が疑われること。2点目は、申請地が許可前に重機にて整地されはじめたこと。3点目は、電気工事案内の看板が農地転用許可前から掲示されていること。以上の点であり、このことから申請に対する真摯な姿勢が疑われるということでした。このことについて説明いたします。</p> <p>1点目の同意については、同意の信憑性の裏付けとして、隣接土地所有者の相続人の同意書を用意したうえで申請書を訂正しており、記載事項の信憑性を確認しております。</p> <p>また2点目の整地に関しましては、転用に関連した業者が行ったことですが、連絡後直ちに作業を中断しており、また重機も撤去しております。</p> <p>3点目の電気工事案内については、今回の転用申請に関連した工事ではありますが、申請地以外の工事の案内看板でありますので、農地法の範疇外であるため何ら問題はございません。</p> <p>許可申請は、本来、何のトラブルもなく審査、許可されることが本来あるべき姿であります。一つの案件にいろいろな方が関わることもあり、トラブル等が発生してしまう場合もあります。</p> <p>この3月16日の作手地区の事前審査会において、地区委員と審議した結果、今回の案件については、現地での説明を2度行っており、トラブルについて早急に対応しており、その対応は悪質でないと思われまます。また、申請案件は農地法の許可基準を満たしていることから、転用事業者の総会への出頭を求めるにはあたらないと判断しました。</p> <p>なお、申請案件について不信感が発生したこと及び今後の誠実な対応についての注意喚起を、現地説明の場においても伝えましたが、再度申請代理人を通じて伝えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">午後3時00分議長は本会の閉会を宣した。</p> <p>上記会議の顛末を記載した内容に相違ないことを称するため下記に署名する</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">委 員</p> <p style="text-align: center;">委 員</p>